

仕様書

1 事業名称

公用車定期点検業務委託

2 事業内容

次の自動車について、道路運送車両法第 48 条第1項の規定による自動車定期点検整備(法定 12 か月点検)を行うものである。

対象車両

車両番号 なにわ 480 ち 8356

車両の詳細は、別添「自動車検査証」のとおり

エンジンオイル交換、オイルエレメント交換については、基本整備内で行うものとする。

※交換する消耗品については、標準仕様品もしくはメーカー推奨品、または同等品以上とする。

3 履行期限

令和 9 年1月 29 日(金)

4 履行場所

都島区保健福祉センター分館、及び当区指定場所

5 その他

(1) 都島区保健福祉センター分館で当該車両を引き取った上、整備工場に運行し点検整備を行い、点検整備を終えた後、都島区保健福祉センター分館へ当該車両を納車すること。

(2) 代車を用意すること。

(3) 点検日、及び(1)について担当者と調整し決定すること。

(4) 点検結果から当該車両の安全、及び機能を維持するうえで修理、交換等を必要とする故障箇所を発見した場合は、速やかに見積書を添えて担当者に報告し、その指示に従うこと。

6 担当

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目 15 番 21 号

大阪市都島区保健福祉センター分館 担当者:野村

電話 06-6882-9882 FAX06-6925-3972

自動車検査証

令和 6年 1月 11日

軽自動車検査協会

0601240001309

LMVIO

車台番号	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
なにわ 480 も 8356	平成30年 1月	軽自動車	貨物	自家用	18016	0046

車 名			車 体 の 形 状										
ニッサン			バン										
車 台 番 号			燃 料 の 種 類		総排気量又は定格出力								
DR17V-266097			ガソリン		0.65 L								
型 式		原 動 機 の 型 式		前軸重		後軸重							
HBD-DR17V		R06A		430 kg		420 kg							
乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		長さ		幅		高さ	
(4)		(250)		(1320)									
2人		350 kg		850 kg		1310 kg		339 cm		147 cm		189 cm	

使用者の氏名又は名称						
大阪市都島区						
備考						
平成12年騒音 97dB, マフラー加速適用車						

K9562LX6382930

軽自動車検査協会
Light Vehicle Inspection Organization

7428

裏面もご確認ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）
を内蔵したICタグがありますので、
大切に使用・保管してください。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

- 第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。
- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務担当（連絡先：06-6882-9625）に報告しなければならない。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。